

議 案 書

【議案】

〔令和８年度第２回理事会〕

番 号	件 名		ページ
議案第１号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 令和７年度事業報告について	事業報告書	資料１－１
		事業報告参考資料	資料１－２
議案第２号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 令和７年度決算報告について	決算書概要	説明資料
		決算報告書（総括）	資料２－１
		決算報告書（拠点区分別）	資料２－２
		決算報告書 〔資金収支計算書(明細書)サービス区分別〕	資料２－３
		決算報告書 〔事業活動計算書(明細書)サービス区分別〕	資料２－４
		決算報告書 〔貸借対照表(明細書)拠点区分別〕	資料２－５
		固定資産管理台帳・増減明細書・集計表 〔拠点区分別〕	資料２－６
議案第３号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会副会長の選定について		５
議案第４号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員候補者の推薦について		７
議案第５号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について		１０
議案第６号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について		１３
議案第７号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員の育児休業等に関する規程の一部改正について		１５
議案第８号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員就業に関する規程の一部改正について		１８
議案第９号	令和８年度第２回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について		１９
議案第１０号	養護老人ホームの運営方針について		２１
議案第１１号	訪問介護事業所の運営方針について		２２

【報告】

番 号	件 名	ページ
報告第１号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告について	２３
報告第２号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について	２４
報告第３号	令和７年度熊本市社会福祉協議会中期経営計画評価検証について	資料３

令和8年6月4日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 萱 野 晃

議案第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和7年度事業報告について

資料1－1及び資料1－2のとおり

令和8年6月4日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 萱 野 晃

議案第2号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和7年度決算報告について

説明資料及び資料2－1から資料2－6のとおり

令和8年6月4日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 萱 野 晃

議案第3号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会副会長の選定について

<提出理由>

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第19条第2項に基づき、理事会の決議によって理事の中から副会長の選定をお願いするもの。

<任期>

令和8年6月4日から令和9年度定時評議員会の終結時まで

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

(役員を選任)

第 19 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

令和8年6月4日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 萱 野 晃

議案第4号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員候補者の推薦について

<提出理由>

評議員の欠員に伴い、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第7条第4項の規定に基づき、評議員候補者の推薦をお願いするもの。

熊本市保育園連盟理事	吉原 千代作 様
熊本市健康福祉部長	的場 弘二 様

<任期>

評議員選任・解任委員会で選任された日から令和11年度定時評議員会の終結の時まで

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員7名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、外部委員2名、監事1名の合計3名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての規則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

別紙（議案第4号関係）

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員候補者名簿

任期 令和7年度定時評議員会(令和7年6月30日開催)終結の時から令和11年度定時評議員会終結の時まで

〔敬称略〕

種別	区 分	定数	所 属	氏 名
第 1 号	地域の福祉活動実践団体	1 名	熊本市校区社協連絡協議会	松瀬 美智子
第 2 号	民生委員児童委員等の福祉活動団体	1 名	熊本市民生委員児童委員協議会	埜口 千代子 (候補者)
第 3 号	地域の福祉に関係ある団体	4 名	熊本市社会福祉協議会障がい部会 (熊本市手をつなぐ育成会)	若松 真由美
			熊本市地域婦人会連絡協議会	植村 米子
			熊本市老人クラブ連合会	田辺 正信
			熊本市母子寡婦福祉連合会	川田 秀子
第 4 号	社会福祉施設及びこれに関係ある団体	2 名	熊本市地域包括支援センター連絡協議会	加世田 まゆ
			熊本市保育園連盟	欠 員
第 5 号	行政機関及び社会福祉協議会	1 名	熊本市健康福祉局	欠 員
第 6 号	学識経験者等	1 名	熊本日日新聞社	平井 智子
第 7 号	社会福祉を支援する企業及び団体	4 名	熊本県社会福祉士会	高江 康明
			熊本青年会議所	藤原 将和
			日赤熊本市地区本部	谷口 憲治
			熊本商工会議所	西村まりこ
合 計		14 名		

議案第5号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則の一部を次のように改める。

<改正理由>

実情に合わせて所要の改正をおこなうもの

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則（案）新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第26条〔略〕 （遵守事項） 第27条 職員は、職務を遂行するにあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）～（3）〔略〕 （4）執務にあたっては、言語容儀を正しくし、貸与を受けた被服及び名札は必ず着用すること。 （身分証明書） 第27条の2 職員には、<u>身分証明書（様式第2号）</u>を交付する。 2 職員は、<u>身分を明らかにするため、常に身分証明書を携帯しなければならない。</u>	第1条～第26条〔略〕 （遵守事項） 第27条 職員は、職務を遂行するにあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）～（3）〔略〕 （4）執務にあたっては、言語容儀を正しく<u>すること。</u> （職員証） 第27条の2 職員には、<u>職員証（様式第2号）</u>を交付する。 2 職員は、<u>協議会の職員であることを明らかにするため、勤務時間中においては常に職員証を携帯しなければならない。</u> 3 <u>職員証の有効期間は、交付日から起算して5年間（再交付の場合も当初交付日から5年間）とする。ただし、事務局長が特に必要があると認めたときは、その期間を延長し、又は短縮することができる。</u> 4 職員は、<u>職員証を紛失若しくは毀損したとき、又は氏名に変更があったときは、直ちに交付者へ再交付申請届（様式第7号）を提出し、職員証の再交付を受けなければならない。</u> 5 職員は、<u>職員証に関し、次に掲げる行為をしてはならない。</u> （1）他人に貸与し、又は譲渡すること。 （2）記載事項を書き換え、又は加工すること。 （3）不正に使用すること。 6 職員は、<u>職員証の有効期間が満了したとき、又は退職等（引き続き再雇用となったときを除く。）の事由が生じたときは、直ちに職員証を返納しなければならない。</u> 7 <u>総務課長は、職員証交付台帳（様式第8号）を備え、職員証の交付及び返納の状況その他必要事項を明らかにしておかななければならない。</u>
第28条～第50条〔略〕	第28条～第50条〔略〕

附 則

この規程は、令和8年6月4日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

決 裁	事務局長	総務部長	総務課長	主 査	係

再交付申請届

(元号) 年 月 日

社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
事務局長 様

所 属

氏 名 ㊟

下記の理由により _____ を再交付いただきます

よう、申請いたします。

記 記

申請の原因 1. 紛失 2. 毀損 3. 氏名の変更 4. その他
(「4. その他」の場合、原因を「申請原因の詳細」に記してください)

申請原因の発生日 (元号) 年 月 日

申請原因の詳細

上記のとおり、確認いたしました。

所属長名 ㊟

(おもて)

(うら)

職員証

職員番号 第 号
氏 名
有効期限 (元号) 年 月 日
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会会長

写真

1 本職員証は、職員であることを明らかにする必要があるときは、提示するものとする。

2 本職員証を紛失若しくは盗難したとき、または氏名に変更があったときは、直ちに交付者へ届けなければならない。

3 本職員証は、他人に貸与若しくは譲渡、記載事項の書き換え又は加工をすること、そして不正な使用をしてはならない。

4 本職員証は、有効期限が満了したときや退職等の理由により、職員の適用を受けなくなったときは、直ちに交付者に返納しなければならない。

1 職員証の大きさは、たて55ミリメートル、よこ85ミリメートルとする。

[illegible]

議案第6号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

実情に合わせて所要の改正を行うもの

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
第1条〔略〕 (給料) 第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、 <u>管理職等手当</u> 、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿・日直勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、資格手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。 第3条～第11条〔略〕 (給料等の支給) 第12条 期末手当及び勤勉手当以外の給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、資格手当及び <u>管理職等手当</u> についてその月分をその月の21日に、時間外勤務手当、宿・日直勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当については、その月分を翌月の21日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。 第12条2項～第15条〔略〕 (<u>管理職等手当</u>) 第16条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、別表第9の <u>管理職等手当支給職員表</u> に掲げる職員の区分に応じて、同表の支給額欄に定める額を管理職手当として支給する。 2 削除 3 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数	第1条〔略〕 (給料) 第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、 <u>管理職手当</u> 、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿・日直勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、資格手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。 第3条～第11条〔略〕 (給料等の支給) 第12条 期末手当及び勤勉手当以外の給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、資格手当及び <u>管理職手当</u> についてその月分をその月の21日に、時間外勤務手当、宿・日直勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当については、その月分を翌月の21日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。 第12条2項～第15条〔略〕 (<u>管理職手当</u>) 第16条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、別表第9の <u>管理職手当支給職員表</u> に掲げる職員の区分に応じて、同表の支給額欄に定める額を管理職手当として支給する。 2 削除 3 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数

にわたって次の各号の一に該当する場合には、管理職手当は支給することができない。 (1) 出張中の場合 (2) 勤務しなかった場合（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかり、会長の承認を得て勤務しなかった場合を除く。） 第17条～第30条〔略〕 別表第9（第16条関係） 管理職等手当支給職員表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象職員</th><th>支給額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職務の級が7級の職員で事務局長の職</td><td>本俸に100分の19を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>職務の級が6級の職員で部長の職</td><td>本俸に100分の17を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>職務の級が5級の職員で課長の職</td><td>本俸に100分の13を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>職務の級が4級の職員で区事務所所長の職</td><td>本俸に100分の9を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table>	支給対象職員	支給額	職務の級が7級の職員で事務局長の職	本俸に100分の19を乗じて得た額	職務の級が6級の職員で部長の職	本俸に100分の17を乗じて得た額	職務の級が5級の職員で課長の職	本俸に100分の13を乗じて得た額	職務の級が4級の職員で区事務所所長の職	本俸に100分の9を乗じて得た額	にわたって次の各号の一に該当する場合には、管理職手当は支給することができない。 (1) 出張中の場合 (2) 勤務しなかった場合（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかり、会長の承認を得て勤務しなかった場合を除く。） 第17条～第30条〔略〕 別表第9（第16条関係） 管理職手当支給職員表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象職員</th><th>支給額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職務の級が7級の職員で事務局長の職</td><td>本俸に100分の19を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>職務の級が6級の職員で部長の職</td><td>本俸に100分の17を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>職務の級が5級の職員で課長の職</td><td>本俸に100分の13を乗じて得た額</td></tr> </tbody> </table>	支給対象職員	支給額	職務の級が7級の職員で事務局長の職	本俸に100分の19を乗じて得た額	職務の級が6級の職員で部長の職	本俸に100分の17を乗じて得た額	職務の級が5級の職員で課長の職	本俸に100分の13を乗じて得た額
支給対象職員	支給額																		
職務の級が7級の職員で事務局長の職	本俸に100分の19を乗じて得た額																		
職務の級が6級の職員で部長の職	本俸に100分の17を乗じて得た額																		
職務の級が5級の職員で課長の職	本俸に100分の13を乗じて得た額																		
職務の級が4級の職員で区事務所所長の職	本俸に100分の9を乗じて得た額																		
支給対象職員	支給額																		
職務の級が7級の職員で事務局長の職	本俸に100分の19を乗じて得た額																		
職務の級が6級の職員で部長の職	本俸に100分の17を乗じて得た額																		
職務の級が5級の職員で課長の職	本俸に100分の13を乗じて得た額																		

附 則

この規程は、令和8年6月4日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第7号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員の育児休業等に関する規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員の育児休業等に関する規程の一部を次のように改める。

＜改正理由＞

実情に合わせて所要の改正を行うもの

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員の育児休業等に関する規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第4条〔略〕 （給与等の取扱） 第5条 育児休業の期間については、給与は支給しない。 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした<u>2分の1に相当する期間</u>（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日（以下この項において「復帰の日」という。）又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、<u>又は調整期間の範囲内で</u>復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮することができる。 第3項〔略〕 第6条～第8条〔略〕 （勤務時間の短縮制度） 第9条 職員で3歳に満たない子（実子又は養子）と同居し、養育する者は、部分休業申出書（様式第3号）により会長に申し出て、勤務時間の短縮制度の適用を受けることができる。 2 勤務時間の短縮は、<u>正規の勤務時間</u>の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況から必要とされる時間について、30分を単位として行う。 第3項～第4項〔略〕 第10条～第12条〔略〕 （柔軟な働き方を実現するための措置） 第13条 3歳から小学校就学の始期に達するまで	第1条～第4条〔略〕 （給与等の取扱） 第5条 育児休業の期間については、給与は支給しない。 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日（以下この項において「復帰の日」という。）又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮することができる。 第3項〔略〕 第6条～第8条〔略〕 （勤務時間の短縮制度） 第9条 職員で3歳に満たない子（実子又は養子）と同居し、養育する者は、部分休業申出書（様式第3号）により会長に申し出て、勤務時間の短縮制度の適用を受けることができる。 2 勤務時間の短縮は、<u>所定労働時間</u>の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況から必要とされる時間について、30分を単位として行う。 第3項～第4項〔略〕 第10条～第12条〔略〕 （柔軟な働き方を実現するための措置） 第13条 3歳から小学校就学の始期に達するまで

の子を養育する職員は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次のいずれか1つの措置を選択して利用することができる。 (1) 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇） (2) 短時間勤務 第2項～第3項〔略〕 4 本条第1項第2号に定める短時間勤務の内容及び申出については、次のとおりとする。 (1) 職員は、申し出た場合に就業規則第9条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。 <u>所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、正午から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。</u> (2) 申出をしようとする職員は、1回につき、1カ月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1カ月前までに、<u>短時間勤務申出書（様式第5号）</u>により会長に届け出るものとする。 第3号〔略〕 第14条〔略〕	の子を養育する職員は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次のいずれか1つの措置を選択して利用することができる。 (1) 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇） (2) 短時間勤務 第2項～第3項〔略〕 4 本条第1項第2号に定める短時間勤務の内容及び申出については、次のとおりとする。 (1) 職員は、申し出た場合に就業規則第9条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。 <u>所定労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況から必要とされる時間について、30分を単位として行う。</u> (2) 申出をしようとする職員は、1回につき、1カ月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1カ月前までに、<u>部分休業申出書（様式第3号）</u>により会長に届け出るものとする。 第3号〔略〕 5 <u>次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、柔軟な働き方を実現するための措置は終了するものとし、当該措置の終了日は当該各号に掲げる日とする。</u> (1) <u>子の死亡等、当該措置に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日</u> (2) <u>当該措置に係る子が小学校に就学した場合 子が就学する小学校の入学式の前日</u> (3) <u>産前産後休暇、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合 産前産後休暇、介護休業又は新たな育児休業の開始の前日</u> 第14条〔略〕
---	---

附 則

この規程は、令和8年6月4日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(注)

- 1 この申出書には、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産婦が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）
- 2 備考欄には、申出に係る子について、（ア）職員以外の当該子の親が部分休業その他育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、（イ）託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。
- 3 部分休業の申出が、職員からの申出に基づき取り消された場合には、その旨を裏面に記入すること。該当する口には、☒印を記入すること。

[illegible]

議案第8号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員就業に関する

規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員就業に関する規程の一部を次のように改める。

＜改正理由＞

認定調査員における勤務の実情に合わせて改正するもの

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録介護認定調査員就業に関する規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第10条〔略〕	第1条～第10条〔略〕
第3章 勤 務	第3章 勤 務
(勤務時間)	(勤務時間)
第11条 登録介護認定調査員の勤務時間は、登録介護認定調査員ごとの月間目安勤務時間を基に作成する勤務スケジュール表により、午前8時30分から午後5時15分の範囲内において、勤務日における要介護認定申請者の状況に応じて決定するものとし、各日の始業終業時刻、休憩時間は原則として勤務の7日前迄に通知するものとする。	第11条 登録介護認定調査員の勤務時間は、登録介護認定調査員ごとの月間目安勤務時間を基に作成する勤務スケジュール表により、午前8時30分から午後5時15分の範囲内において、勤務日における要介護認定申請者の状況に応じて決定するものとし、各日の始業終業時刻、休憩時間は原則として勤務の4日前迄に通知するものとする。
2 〔略〕	2 〔略〕
第12条～24条〔略〕	第12条～24条〔略〕

附 則

この規程は、令和8年6月4日から施行する。

令和8年6月4日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 萱 野 晃

議案第9号

令和8年度第2回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について

<提出理由>

評議員会の開催について、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第13条及び第14条の規定に基づき、評議員会の招集をお願いするもの。

開催日時 令和8年6月23日（火） 午前9時30分から

開催場所 熊本市健康センター新町分室 2階 多目的室

議事内容 議案第1号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和7年度事業報告について
議案第2号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和7年度決算報告について
議案第3号 養護老人ホームの運営方針について
議案第4号 訪問介護事業所の運営方針について
報告第1号 令和7年度熊本市社会福祉協議会中期経営計画評価検証について

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款〔抜粋〕

第3章 評議員会

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

令和8年6月4日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 萱 野 晃

議案第 10 号

養護老人ホームの運営方針について

当日配布資料のとおり

令和8年6月4日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 萱 野 晃

議案第 11 号

訪問介護事業所の運営方針について

当日配布資料のとおり

報告第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第28条及び第21条第5項並びに社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職務権限規程第4条に基づき、下記の期間において専決した事項及び職務の執行状況について報告する。

<期間：令和7年11月1日から令和8年3月31日まで>

(1) 専決事項

職員の人事に関する事

●職員退職の承認	1件
●職員採用の承認	1件
●再雇用職員の承認	1件
●有期雇用嘱託職員退職の承認	3件
●有期雇用嘱託職員雇用の承認	4件

(2) その他外部会議等への出席状況

期日（曜日）	会 議 名 称	場 所
11月 8日（土）	第50回熊本市保育園連盟体育祭	パークドーム熊本
11月 9日（日）	令和7年度熊本市震災対処訓練	熊本市役所
11月 19日（水） 20日（木）	令和7年度指定都市社協・民事連絡協議会	メルパルク広島
11月 26日（水）	熊本市防災懇話会	市民会館シアーズホーム夢ホール
12月 2日（火）	熊本県社協 令和7年度第3回理事会	KKR ホテル熊本
12月 14日（日）	令和7年度熊本市民生委員・児童委員委嘱状伝達式及び 熊本市協力員委嘱状交付式	市民会館シアーズホーム夢ホール
1月 8日（木）	熊本青年会議所 2026年度 新年賀詞交歓会	熊本ホテルキャッスル
1月 15日（木）	熊本市民生委員児童委員協議会 新年互例会	熊本ホテルキャッスル
1月 22日（木）	第1回熊本市災害義援金配分委員会	熊本市役所
2月 5日（木）	令和7年度九州社会福祉協議会連合会 理事会	JR 九州ステーションホテル小倉
2月 9日（月）	熊本市障害者差別解消支援・虐待防止地域協議会	希望荘
2月 20日（金）	熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	熊本市役所
3月 5日（木）	市町村社協連合会 令和7年度第3回理事会	熊本県総合福祉センター
3月 9日（月）	熊本県社協 令和7年度第4回理事会	KKR ホテル熊本
3月 20日（金）	熊本わかぎ創立50周年記念式典	熊本市中央公民館

報告第2号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第21条第5項に基づき、下記の期間において職務の執行状況について報告する。

＜期間：令和7年11月1日から令和8年3月31日まで＞

(1) 専決事項

- 職員の出張命令及びその復命査察 4件
- 臨時職員雇用の承認 1件
- 福祉金庫特別貸付金の決定（5万円を超え10万円以内）

月	11月	12月	R8.1月	2月	3月	計
件数	0	0	0	0	0	0

(2) その他外部会議等への出席状況

期日（曜日）	会 議 名 称	場 所
11月 7日(金)	「新たな事業」に関する常務理事・事務局長会議	WEB 会議
11月 19日(水)	令和7年度熊本県薬物乱用防止対策講演会	熊本県庁
11月 25日(火)	令和7年度第1回熊本県福祉人材・研修センター運営委員会	熊本県総合福祉センター
1月 15日(木)	熊本市民生委員児童委員協議会 新年互例会	熊本ホテルキャッスル
1月 20日(火)	くまもと障がい者スポーツ大会運営委員会	熊本県社会福祉事業団
1月 30日(金)	令和7年度都道府県・指定都市社協常務理事・事務局長セミナー	全社協・灘尾ホール
2月 5日(木)	令和7年度九州各県・指定都市社協事務局長会議・理事会	JR 九州ステーションホテル小倉
2月 12日(木)	熊本市民生委員推薦会	熊本市役所
2月 17日(火)	令和7年度第1回熊本県社会福祉振興基金運営委員会	熊本県総合福祉センター
3月 25日(水)	令和7年度第2回熊本県福祉人材・研修センター運営委員会	熊本県総合福祉センター

令和8年6月4日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会 長 萱 野 晃

報告第3号

令和7年度熊本市社会福祉協議会中期経営計画評価検証について

資料3、当日配布資料のとおり